43—01 PUDT

取下書の採否の権限

取下書の差出しがあったとき、その採否を決定する権限は合議体としての審判 官にある。

合議体が指定された以上、その事件の最終まで審理を尽すべきものであるから、 事件の審理を打ち切るか続行するかを決定する基礎となる取下書の差出しがあった場合は、合議体が、その採否を決定する。

(裁判例)

「上告人が原抗告審判手続において、被上告人が第1審で本件無効審判の請求を取下げたにも拘らず第1審が登録の有効無効について審決したのは違法だという主張をしたことは記録上明らかである。取下げの有無の如きは、原審としては、当事者の主張がなくとも進んで、調査すべき事項であるが、当事者からかような主張があった以上は、先ずこの点について判示すべきであることは今さらいうまでもないことである。」(東高判昭 23.5.28 (昭 22 (オ) 11号))

(改訂 H27.2)

43—02 P U D T

審判請求(特許(商標登録)異議の申立て)の 取下げに関する手続

審判請求(異議の申立て)の取下げとは、請求人(申立人)のする一方的な請求(申立て)の撤回行為である。

審判請求を取り下げると、その請求がなかったと同一の状態に復するから、後日に至って、同一の請求の趣旨で同じ被請求人に対しても、再び審判を請求することができる。

1. 取下書の処理

取下書を受け付けたときは、以下の手続によって処理する。ただし、取下書の 採否の権限については、43-01を参照すること。

(1) 取下書の方式調査

取下書の記載の内容を次のように調査する。

ア 事件の表示、当事者の住所、氏名等を調査し、本文の内容が取下げの趣旨であることを確認する。

イ 審判請求は、審決が確定するまでは取り下げることができる(<u>特§155</u>①、 <u>実§39 の 2</u>①、<u>意§52</u>、<u>商§56</u>①、<u>§68</u>④)。

無効審判、商標取消審判の請求については、答弁書の提出があった後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない (特 § 155②、実 § 39 の 2②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④) ので、取下書提出の日をそれらとの関連において確認する。

異議申立てについては、取消理由の通知後は取り下げることができない(<u>特</u> § 120 の 4①、 商 § 43 の 11 ①)ので、取り下げることのできる期間内の差出しであるかを確認する。

ウ 添付書類については以下のとおり調査する。

- (ア)取下書の差出しが委任による代理人、又は指定代理人によってされた場合は、取下げについての特別の委任事項が、委任状に又は指定書に記載されていること(特§9、実§2の5②、意§68②、商§77②)を確認する。
- (イ) 当事者が在外者であって特§8により選任された者(特許管理人)が取下書を差し出している場合には、委任状に取下げについての特別の委任事項の記載がなくても、例えば「一切の手続について……」の如き、一般的な委任事項の記載があれば取下げを認める(特§8②、実§2の5②、意§68②、商§77②)。
- (ウ)無効審判、商標取消審判において、答弁書提出後に取下書が差し出された場合は、相手方の承諾が必要である(特§155②、実§39の2②、意§52、商§56①、§68④)から、この承諾書についても調査をする必要がある(承諾書の記載例については別紙記載例参照)。

なお、この場合の相手方については、調査実務上、被請求人の参加人を含まないものとして処理する。

(エ)請求人が請求を取り下げるに当たり、被請求人代理人にその手続を委任し、その代理人が取下書及び承諾書を作成して差し出すことは、民 § 108 で禁じられている双方代理に該当するかに見えるが、同条ただし書の趣旨から類推して、差支えがないものと判断し、取下げを認めても良い。

取下げを認めた例:昭31審644号

昭 32 審 373 号

- (参考) 民法第 108 条「同一の法律行為について、相手方の代理人として、 又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がし た行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した 行為については、この限りでない。」
- (2) 取下書の不備の取扱い
 - (1)による調査の結果、不備がある場合は、補正を命じる。 方式不備の理由の代表的な例は以下のとおり。
 - ア 取下げの対象が不明のもの
 - イ 請求人(申立人)の住所、氏名等の脱落又は相違
 - ウ 委任状の不備

エ 承諾書の不備

- 2. 当事者系審判請求又は異議申立てにおける取下げの通知(特施規§50の5、 特施規§45の6→§50の5、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥)
- (1) 取下げが認められる、以下のときは、相手方に取下通知書を送付する。 ア 答弁書未提出により、相手方の承諾を要しないで取下げが認められるとき。 イ 相手方の承諾を得て取下書が差し出され、それを認めるとき。
- (2) 参加人のあるときは、各参加人にも通知する。なお、<u>特 § 148</u>①の規定による 参加の場合は、被参加人が審判請求を取り下げても、その審判は終了しない(<u>特</u> § 148②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、<u>§</u> 68④)。
- 3. 共同請求人(申立人)の一部取下げ
- (1) 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない(特§1323、実§41、意§52、商§56①、§68④)ことから、訂正審判及び拒絶査定不服審判の共同請求人の一員がその請求から脱退(請求取下げ)することはできない。
- (2) 訂正審判及び拒絶査定不服審判以外の審判請求、異議申立てにおいて、共同 請求人(申立人)の一員がその請求(申立て)から脱退するときは、取下書を 提出する。

無効審判、商標取消審判において、答弁書提出後に共同請求人の一部が請求 取下書を提出するときは、相手方(共同請求人ではなく、被請求人のこと)の 承諾書が必要である。

承諾書の記載例

承言	若 書
----	-----

令和○○年○○月○○日

請求人

住所 : 0000000000

名称 : ○○○○○ 殿

審判事件の番号:*無効20○○○○○○○

(*特許第○○○○○○号に対する)上記審判事件に関し、被請求人は 請求人が審判請求を取り下げることについて承諾します。

被請求人

住所: 000000000

名称 : ○○○○○

被請求人代理人

住所: 0000000000

氏名(弁理士): ○○ ○○

*「取消20○○-30○○○」、「(商標登録第○○○○○号に対する) ※代理権(取下げについての特別の委任事項)に注意。

43—03 P U D T

審判請求の放棄

1. 審判請求の放棄

審判では<u>民訴§266</u>にいう請求の放棄についての規定がなく、かつ職権審理主義をとっており、当事者の自由な処分は許されないから、請求の放棄によって審判は終了しない。

審判請求の放棄届を単なる上申書とみて、その記載内容によって次のように 処置した例がある。

- (1) 人証による公知事実の立証並びに主張が錯誤に基づくものであることが 判ったので請求を放棄するとあったので、請求人はこれ以上証人調べの手続を 遂行する意思がないものと認め、予納指令を出さずに結審した。
- (2) 公知事実の立証が刊行物によった場合及び公知事実に関する証人調べが済んだのちに放棄届が出された場合、放棄届にかかわりなく証拠に基づいて本案 審理をした。
- (3) 取下げの意味に解されたので、取下げの意思があるならその正規の手続をとるように促した結果、相手方の同意書をつけた取下書の提出があり、審判を終了した。

2. 審判請求権の放棄

審判請求権の放棄届が提出されたときにも、それを単なる上申書として取り 扱う。取扱いは1. に準じる。

43—05 P U D T

審判請求(特許(商標登録)異議の申立て)の 一部取下げ

- 1. 審判請求(異議申立て)の一部取下げというのは、審判(異議)の対象の一部を請求人(申立人)の自由意思に基づいて撤回することで、たとえば、A・B 2個の発明に係る特許権の特許の無効(異議)を請求(申立て)したのち、その一部A又はBについての請求(申立て)を撤回するのがこれに当たる。
- 2. 審判請求(異議申立て)の一部取下げの可否
- (1) 特許(実用新案登録)請求の範囲に記載された2以上の請求項に係る特許 (実用新案登録)無効審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる (特§155③、実§39の2⑥)。

昭和62年12月31日以前の出願に係る特許については、特許請求の範囲に 記載された2以上の発明に係る特許無効審判の請求は、発明ごとに取り下げ ることができる。

- (2) 意匠登録無効審判については、一部取下げはできない。
- (3) <u>商 § 46</u>①に規定する無効審判は、<u>商 § 56</u>②で準用する<u>特 § 155</u>③の規定により、指定商品又は指定役務ごとに、その請求を取り下げることができる。
- (4) <u>商§50</u>①、<u>§51</u>①、<u>§52 の 2</u>①、<u>§53</u>①及び<u>§53 の 2</u>にそれぞれ規定する取 消審判については、<u>特§155</u>③の規定の準用がなく、請求の一部取下げはできな い。
- (5) 特許請求の範囲に記載された 2 以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる (特 \$120 の 4② →特 \$155③) (→67—03)。
- (6) 2以上の指定商品又は区分に係る商標登録異議の申立ては、指定商品又は指定役務ごとに取り下げることができる(商 § 43 の 11 ② \rightarrow 特 § 155 ③)。
- (7) 拒絶查定不服審判(特§121①、意§46①、商§44①)、補正却下決定不服審

判 ($\underline{\hat{a}}$ § 47①、 $\underline{\hat{n}}$ § 45①) については、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできない。

(8) 訂正審判 (特§126①) についても、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできないが、2以上の訂正事項について、一つの訂正審判が請求されている場合において、そのうちの一部の事項について削除する補正を認めることがある $(\rightarrow 54-05.1\ on 2.$ (3))。

また、2以上の請求項に係る特許について、請求項ごとに又は一群の請求項 ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求につ いて行わなければならない(特§155④)。

3. 審判請求(申立て)の一部取下げに際しての注意事項

取下げの要件、審判書記官及び審判官の手続は 43-01 及び 43-02 と同様であるが、一部取下げの場合、職権により、取り下げた部分についての申立ての理由について審理されることがある(特§ 153 ①)。